

## 平成24年第4回 飯塚市議会会議録第5号

平成24年12月21日(金曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

日程第22日 12月21日(金曜日)

#### 第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第88号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)
- 2 議案第92号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 4 議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例
- 5 議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更
- 6 議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散
- 7 議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分
- 8 議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更
- 9 議案第134号 専決処分の承認(平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号))
- 10 議案第136号 土地の処分(鯉田篠田団地跡地)

#### 第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第89号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 2 議案第90号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第91号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第94号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第102号 平成24年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 6 議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 7 議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
- 8 議案第112号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 9 議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 10 議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
- 11 議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 12 議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)
- 13 請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願

#### 第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第97号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第98号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例
- 4 議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
- 5 議案第107号 飯塚市立小中一貫校頼田校特別教室の目的外使用に関する条例
- 6 議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例
- 7 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
- 8 議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例
- 9 議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する

## 条例

### 第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第93号 平成24年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 議案第95号 平成24年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第96号 平成24年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第99号 平成24年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）
- 5 議案第100号 平成24年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第101号 平成24年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例
- 8 議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例
- 9 議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例
- 10 議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例
- 11 議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 12 議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例
- 13 議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 14 議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例
- 15 議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 16 議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例
- 17 議案第133号 市道路線の認定

### 第5 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願

### 第6 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第135号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

### 第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第20号 拉致問題の早期解決を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第21号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める意見書の提出

### 第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第32号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第33号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第34号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第35号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 5 報告第36号 専決処分の報告（一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 6 報告第37号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
- 7 報告第38号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更
- 8 報告第39号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
- 9 報告第40号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
- 10 報告第41号 専決処分の報告（市道上の人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 11 報告第42号 専決処分の報告（水路転落事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

## 第9 署名議員の指名

## 第10 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが、「議案第88号」、「議案第92号」、「議案第103号」、「議案第115号」、「議案第129号」から「議案第132号」までの4件、「議案第134号」、および「議案第136号」、以上10件を一括議題といたします。

総務委員長長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案10件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第88号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、土砂災害ハザードマップ作成事業について、指定された土砂災害地域はどこであり、当該地域への全戸配布とはどの程度と考えているのかということについては、現在、県において警戒区域および特別警戒区域の指定作業を行っており、今年度末までに指定が完了する予定であるため、現段階で地域の特定はされていない。また、ハザードマップについては市内全域を20地区程度に分け作成し、該当地域の全世帯に配布する予定であるが、市内全域となれば約5万8千世帯に配布が必要となるため、7万部程度を作成する考えであるという答弁であります。

次に、予約乗合タクシー事業国庫補助額納付金について、補助金額算出方法の変更に伴い460万円の増額補正がされ、総額1千万円の補助額となっているが、変更された理由は何かということについては、当初、対象事業費に対して補助率20分の9の上限が設けられていたが、国の想定ほど全国的に補助申請がなかったこともあり、補助率の上限が撤廃されたためであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 平成24年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書および提出された「平成25年度の組織・機構の再編について（案）」の資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更」、「議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散」および「議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分」、以上3件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、解散する理由に国の災害に対する財政支援措置が充実されたとあるが、どのように充実されたのかということについては、農業施設等、施設ごとの災害復旧

に関する補助制度や起債制度が確立され、起債償還の際に交付税措置もされるようになったという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案3件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、過疎地域自立促進特別措置法の期限はいつまでかということについては、当初は平成12年度から平成21年度までの時限立法であったが、平成22年度に6年間延長され平成27年度までとなり、さらに本年5年間の延長が決定し、現在は平成32年度までの時限立法となっているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 専決処分の承認（平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」）については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第136号 土地の処分（鯉田篠田団地跡地）」については、執行部から議案書および提出された「市有地管理費調」の資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

まず、先の本会議において審査要望のあっておりました、公募売却を開始した平成19年7月からの当該地の管理費用はどのくらいかかっているのかということについては、管理費用のほとんどは草刈り等の費用であり、平成24年度までの5年間で計12回実施し、その費用の合計は353万690円であるという答弁であります。

次に、審査における質疑応答の主なものとして、契約の相手方であるMED九州株式会社はどのような会社であり、どのように開発する予定であるのかということについては、当該会社の登記簿謄本の目的欄には、土木工事業、建築工事業、観光事業、水道施設工事業、造園工事業、宅地建物取引業等の記載がなされている。また、申請申込書には宅地分譲計画となっており、今後開発行為を行う中で造成の形が具体的になると考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第88号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、「議案第92号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」、「議案第103号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」、「議案第115号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」、「議案第129号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更」、「議案第130号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散」、「議案第131号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分」、「議案第132号 飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」、「議案第134号 専決処分の承認（平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」）および「議案第136号 土地の処分（鯉田篠田団地跡地）」、以上10件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案10件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第89号」から「議案第91号」までの3件、「議案第94号」、「議案第102号」、「議案第105号」、「議案第111号」から「議案第114号」までの4件、「議案第116号」、「議案第128号」、および「請願第8号」以上13件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番(田中裕二)

厚生委員会に付託を受けました議案12件、請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第90号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」、「議案第91号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」および「議案第94号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」、以上4件については、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書および提出された資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域医療振興協会を指定管理者として市立病院を運営しているが、指定管理者を選定する際の経緯はどのようなものであったのか、また、当初、市立病院の運営をする上でどういった約束をされたのかということについては、経緯については、労災病院の後医療として病院事業を継続して市で行うということで、検討した結果、最終的には地域医療振興協会を指定管理者として市立病院の運営を行うことになった。当初の約束としては、労災病院の医師数32名を確保することと、経営に関して市から財政援助は行わないということで取り決めをしているという答弁であります。

次に、今までに市立病院に対して交付税相当額以外に市が財政支出をしたことがあったと思うが、どのようなものがあったのかということについては、産炭地域活性化基金補助金5千万円を病院の開設資金として支出しているという答弁であります。

次に、合併特例債を建て替えの財源として充てるようになってきているが、市立病院にとってはどのくらいの効果があるのかということについては、今回の建て替え事業は75%が病院事業債、残りの25%が合併特例債を活用して行うようにしている。今回の補正予算で40億6195万2千円の事業費を計上しているが、そのうちの25%の10億1540万円が合併特例債の対象事業費となり、この額に対する交付税額は、7億1078万円となる。病院事業債を活用した場合の交付税額は2億2846万5千円で、その差額の4億8231万5千円が市立病院にとって財政的なメリットとなるという答弁であります。

次に、資料では医療機器の購入費用は6億5千万円となっている。地域医療振興協会が運営する他市の病院の建て替え事業では、事業費の約3分の1程度の費用がかかっているが、地域医療振興協会と打ち合わせたうえで、この金額となっているのかということについては、この金額とは別に毎年5千万円ほど機器の買い替えは必要であるが、建て替えに係る購入費用については、地域医療振興協会と打ち合わせたうえでの金額であり、今回の建て替えでベッドなどの機器は極力、現状のものを使用するなど、費用を削減するようにしているという答弁であります。

次に、市と地域医療振興協会との間で企業債等の借入れに関する確約書を取り交わしているが、担当の法律顧問の見解はどうかということについては、確約書には金額の明記がないので金額を明記することが望ましいとのことであるが、まだ建て替え事業の借入額が確定していな

いため、確定した段階で金額を明記することで問題はないとの見解であるという答弁であります。

次に、合併特例債を市立病院の建て替え事業に充てることで、小中学校の改修など他の事業に影響はないのかということについては、他の事業に充てることもできるが、市立病院は市民に安全安心な医療を提供していく重要な施設であるため、地域医療振興協会と協議し、事業費を圧縮するなどの対処をしたうえで、建て替え費用の4分の1については合併特例債を活用することとしたという答弁であります。

次に、今回の建て替えにあたり、地域医療振興協会から指定管理当初の計画を見直した、新たな事業計画が出されているのかということについては、当初の事業計画から見直しをしたものは出されていないという答弁であります。

この答弁を受けて、地域医療振興協会から現状にあわせた事業計画を出し直してもらおうべきであるという意見が出されました。

また、審査の過程において、委員の中から、市は建て替え事業に合併特例債を使うことにより、市立病院の経営が安定するように考えていることや、医師の確保についても努力していることはわかるが、地域医療振興協会が努力している姿が見えないので、今後は見える形で努力してほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から資料として提出された長期の収支見込み表のもととなるべき事業計画が地域医療振興協会から出されておらず、現状では今後の市立病院の経営状態が判断できないため、本案に反対するとういう意見が出され、採決の結果、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書および提出された税率改定資料ならびに県下28市の一般会計繰入金状況の資料に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国保運営協議会の答申から今回提案された改定率は約3ポイント下がっている。その理由として徴収体制の強化による収入未済額の削減および一般会計からの繰入金の増額があげられているが、現在、市が取り組んでいる健康都市づくりの政策の影響も改定率の軽減に含まれているのかということについては、以前から保健センターなどで健康づくりの取り組みを実施しているが、今回の改定にあたっては考慮していないとの答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」については、「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決すべきものと決定したため、みなし不採択といたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、認定こども園になることにより、幼稚園がある場所が空くことになるが、庄内と頼田の子育て支援センターについては、移設先を考えると、公民館内ではなく、幼稚園跡地に移設することは考えなかったのかということについては、庄内については図書館に隣接しており、また、頼田については、現在も公民館で出前講座なども実施しているため、利用者のことを考えた場合に公民館内が最適であると考えて、移設先を決定したという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」に

については、執行部から議案書および提出された児童クラブ利用料の改定資料ならびに県内の児童クラブの運営状況の資料に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改定の主な理由として、指導員の確保と遊戯室の整備があげられている。遊戯室をつくる前に、まず、児童クラブ実施施設自体の環境整備をおこなうべきだと考えるが、現在の状況はどのようになっているのかということについては、児童クラブ事業は市内42クラブで実施している。そのうち児童センターおよび児童館で実施しているところが19クラブであり、残りの23クラブは学校の余裕教室などで実施しており、今後、年度によっては低学年の児童もふえてくるため、施設の整備については検討していきたいとの答弁であります。

次に、指導員については、現在、有資格者のみの雇用となっているが、このことが指導員確保のネックになっているのではないのかということについては、資格の条件については他市の状況を踏まえ、委託先と協議をおこない、来年度から条件の緩和を実施したいという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、福岡市、北九州市、久留米市などでは、条例に暴力団を排除する規定を盛り込んで提案をされているが、本市ではどのように対応するのかということについては、他市の状況を確認し、内容を精査したうえで、本条例の施行前までには改正する方向で検討したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 財産の譲渡（鎮西保育所）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長の報告のうち、議案第102号、105号及び111号、113号、128号に反対し、請願第8号に賛成の立場から、そのいくつかについて討論します。

「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてです。ことし7月21日に、齊藤市長から国保運営協議会に国保税税率改定が諮問されました。平成22年度から単年度収支が赤字となり、税率の引き上げを検討していただきたいというものです。高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な問題に加え、景気低迷による保険税収入の減少と医療費の増加が赤字の理由とされています。今でも、国民健康保険税が高すぎて払えないために、正規の保険証ではなく、資格証や短期保険証が発行されています。飯塚市の国保世帯は約2万世帯、そのうちの2,200世帯が滞納世帯で、1割を超えています。病院の窓口で100%医療費を支払わなければならない資格証の発行は、700世帯で3千人近くに及びます。お金がなくて国保税を滞納している人が、いくらかかるかわからない医療費の全額を払えるはずがありません。病気になっても病院にかかれない、すでに病気で治療が必要なのに治療の中断を余儀なくされて

いる人もいるはずですが、今回の国保税の引き上げは、赤字の見込額5億9700万円をすべて被保険者である住民に押しつけようというものです。所得72万4千円、ひとり暮らしの方で11万7300円から14万8700円に、31,400円の引き上げになります。また、夫婦と子ども2人の4人家族、所得が208万円では、現行37万5500円から46万5400円と、89,900円の引き上げなど大幅な引き上げになります。このような大幅な国保税の引き上げは、命と健康を守るための保険制度の崩壊につながりかねないもので、この引き上げには反対です。国民健康保険制度というのは、国民が安心して医療が受けられるようにとつくられた社会保障制度です。国民健康保険法の第4条で、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならないとしています。しかし、国庫負担率が引き下げられ、多くの自治体で国保会計が赤字を抱えています。国庫負担の引き上げを国に強く求めるべきです。また、国庫負担が引き上げられるまでの間、飯塚市の一般会計からの繰り入れを行い、赤字解消を行うべきであります。

次に、「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」は、児童クラブ利用料を月額3千円から4千円に引き上げるものです。利用料引き上げの理由の中に、遊戯室の業務用扇風機1120万円の設置がありますが、このような施設整備については市の予算で行うべきであり、利用者に上乘せすべきではありません。また、この引き上げによる増収は約1555万円で、無駄を削れば出てくるお金です。景気低迷の中、大変な思いで子育てをされている若い人たちへの負担を押しつけることには反対です。

次に、「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」については、議案第105号と同じ趣旨で反対しているもので、4,158名の反対署名が届けられています。住民の皆さんの思いを十分考えていただきますよう申し述べて、賛成討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

厚生委員会の「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」に委員会のほうは賛成らしいんですが、反対の立場で討論いたします。この飯塚市立病院ですね、平成18年度に議案として上がってきまして、旧労災病院から飯塚市立病院にしようという話が持ち上がりました。その当時、指定管理者制度を使って飯塚の市立病院として地域医療を担ってもらおうということで、最終的にはご存知のとおり、地域医療振興協会ですか、に委託したんですけれども、当時、我々議員として説明を聞いたのは、病院の運営は飯塚市はもちろん素人ですから、病院の運営自体は指定管理者に任せて、飯塚市の財政からは1銭も負担しないということ、我々は執行部から説明を受けて、この病院を引き継いだ経緯があります。現実には、23年度、24年度でしたか、2億5千万円強の交付金を病院側に渡しております。2億5千万円の交付金を渡して運営してもらうのは構いませんが、ようやく地域医療振興協会が経営して、20年、21年、これは赤字でしたね、病院は。22年、23年は黒字にはなりましたが、市のほうから2億数千万円を渡して黒字なわけですね。そういう指定管理者であります地域医療振興協会、この病院いま40億6千万でまた建て替えるということです。我々、当時ですね、この病院は将来建て替えるであろうということはわかっておりました。建て替えにあたっては30億円という話を皆さん聞いたでしょう。30億円で建て替えると、ほぼ予算は。その中で設計事務所、プロポーザルで選定をしたわけですね。プロポーザルというのはご存知のとおり、設計に対して提案をして、このような病院をつくりますよという提案が設計事務所からなされますが、その提案の中に条件として30億円以内で考えなさいというのが基本的なプロポーザルですよ。これがいつの間にか40億6千万円、この10億円も上がったのは、この議場におられる各議員、ご存知ですか、中身を。私は知りません。30億円から40億円になぜ上がったのか。その上がった理由もわからずに、この40億円で今回予算を執行部は出してこられています。40億円で病院



を建て替えたいと。これはちょっと無謀であると思います。この指定管理者であります地域医療振興協会、ここはですね、平成20年から病院を運営されていますが、完全なる契約不履行でしょう。各委員会で質問されていると思いますが、他の管理者はしっかりと飯塚市の条件を守ってですね、市から予算をいただいて運営されているんですよ。この地域医療振興協会だけが、契約不履行をして、なおかつ2億数千万円もお金をもらって運営してですね、利益が出たら本部に利益の一部を送ったと。このような病院の運営を見過ごしながら、また40億円もの病院を建ててあげるといのはいかなものかだと思います。先週の月曜日、火曜日ですか、財政シミュレーションをいただきました。市債が、今年度542億円まで減っております。これは合併効果で、いま私たちの市の借金は542億円ですよ。平成28年、なんと788億円の借金が膨れ上がります、約245億円。542億円の財政を今から下げていこうというような計画で、行財政改革をやってきているはずですよ。40億円もの病院を建てるのは構いませんが、もう少し中身を十分審議し、その上でですね、ちょっと決めましょうよ。このままいきますと、12月28日に設計図書があがってくるでしょう。40億6千万円の設計があがってくるわけですよ。年明け、早速ゼネコンさんで入札があるんでしょう。その入札されたゼネコン、もしくは建設会社が建てるんでしょうけれども、我々議会としてチェックするところがないんですね。ですから、もう少し委員会のほうでもですね、継続をされて、この中身もしっかりチェックして、地域医療にこれだけのお金が必要なかどうか、判断するべきだと思います。この段階で、私はこの102号に対して賛成はできませんので、議員の皆さま、十分検討していただきたいと思います。以上です。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」について討論をいたします。この補正予算は、40億6195万2千円の継続費を設定することによって、飯塚市立病院の建て替えの予算を確保するものであります。まず、この建て替えの必要性について述べます。この建て替えにあたり決定された、飯塚市立病院建替事業整備計画の冒頭には次のようにあります。飯塚市立病院建替事業整備計画、1はじめに、「飯塚市立病院は、福岡県中央部の飯塚市西部に位置する平成24年4月に開設された病院です。昭和35年2月に開設された筑豊労災病院の廃止に伴い、飯塚市がその「後医療」を確保する目的で独立行政法人労働者健康福祉機構から建物・医療機器等の譲渡を受け、その管理運営は公益社団法人地域医療振興協会が担っています。飯塚市立病院は、入院では急性疾患に対する診断・治療を中心に、外来では慢性疾患に対するフォローアップ・リハビリテーション・外来化学療法に力点を置いて診療にあたり、地域の中核病院として地域社会に貢献しています。また、県内外の医療過疎地への診療支援として九州各地のへき地診療所等への代診医派遣を行っています。しかしながら、飯塚市立病院の西病棟は昭和34年の建築からすでに50年、東病棟も築後26年が経過しており、老朽化の程度には2つの病棟間で差があるもののどちらの病棟の病床面積は不十分であり、入院患者のアメニティ確保もむずかしい状況です。また、中央棟、検査・レントゲン棟等も築後50年が経過しており、今後も飯塚市立病院が積極的に充実させるべき分野である救急医療、内視鏡、外来化学療法等の部門については、狭隘な診療空間しか確保できず、医療技術の進歩に外来の建物構造が追いついていません。このため、急速に進歩していく医療技術、多様化していく個人のニーズに対応すべく新たに病棟及び診療部門を建替整備することにより、病院機能の強化を目指すものです。」とございます。この建て替えの必要性については、私も全く同感であります。しかしながら、この計画と今回の補正予算にあたり提出された資料並びに委員会での質疑を考え合わせると、多くの疑問が解決されないままであり、その状況のままで、この補正予算に賛成することはできないと言わざるを得ません。以下、その疑問点について数点指摘をさせていただきます。

まず第一に、先ほど紹介した飯塚市立病院建替事業整備計画では、事業費については、約

30億円とされています。しかし、今回の予算は、さきに述べたように40億6千万円であり、整備計画と比較すると10億6千万円もの増、35%も超過した整備計画から大きく外れた補正予算となっております。当然のことながら、今回の設計業務は30億円の事業費という枠の中で行われるべきものであり、約40億円にもものぼる設計業務は、私たち議会、そして市民に対する市の約束違反であります。また、マイホームの購入は年収の4倍から5倍程度までとよく言われます。同様に病院の建設については、1年間の医業収入程度までと言われるそうです。そこで、平成20年度の開院から昨年23年度までの4年間の決算における医業収入を平均しました。その数字は30億5681万円となり、当初の30億円という事業費については妥当と思えます。しかしながら、今回の補正予算はそれを10億円以上上回るものであり、採算性に疑問を持たざるを得ません。また、先ほど指摘がありましたように、設計業者の選定を考へても応募された設計業者の皆さまは、30億円という事業費の中で提案をされており、この点からも疑問が浮かんできます。

次に、病院の建て替えに際し、運営側の地域医療振興協会から肝心の今後の病院運営に関する事業計画が提出されていません。当然のことながら、市は指定管理者として地域医療振興協会に運営を任せているとはいえ、市立病院である以上、その運営について地域医療振興協会とともに責任を持たなくてはなりません。その運営責任を果たすために、市は病院の建て替えを検討し、実行しようとしているのですが、その基本となるべき事業計画さえ、市に提出されていない中、その運営責任が果たせるものでしょうか。運営側の地域医療振興協会から新病院を建てた後、このような医師の体制、看護師等の体制、その中でこのようなことに留意しながら地域医療に対してこういった形でやっていきたい。そのような病院経営に関する考え方、それを示す事業計画が出されていない中での病院建て替えはあり得ないことであります。また、市は地域医療振興協会が医師を集めることができるということを大きな理由として、公募によらず指定管理者に選定しました。しかしながら、現状はどうでしょうか。約束されていたはずの32名の常勤医師は、いまだに確保されていません。さきの委員会でも確認しましたが、地域医療振興協会が自前で確保した医師は1名のみであります。市は地域医療振興協会側から出された事業計画を十分チェックして、その事業計画が市立病院の提供すべき地域医療が満足されているかどうかを確かめる責任があります。しかし、その事業計画が出されていない中、市はどうしてそれを確かめることができるのでしょうか。それとも、今回の病院の建て替えは、地域医療振興協会側の意向による建て替えではなく、市の意向による建て替えなのでしょうか。

3点目、今回の病院建て替えを行うのはあくまで飯塚市であり、市が資金調達も行います。市が今まで一貫して説明してきたのは、その資金調達において、病院事業債等を利用した場合、市の負担となる部分については運営する地域医療振興協会に負担させますということでした。そしてそれ以外については、当然のことながら振興協会が持ちますということでした。簡単に言うと、この建て替えについては、市がお金を立て替えて建てるから後で払ってねと。ただ、国から交付税相当分としてくる分については、払わないでいいよということになります。ただ、このやり方は、市においてもリスクが生じます。市としても大きな投資であります。また、その資金調達においては、市も病院事業債、合併特例債の発行を予定しており、その返済がきちんとされるのかということについては、十分なチェックが必要と考えます。この建て替えを行い、大きな借金を背負うことになる地域医療振興協会が、ちゃんとその借金を払っていけるのでしょうか。実績をお示ししますと、開院直後の平成20年度と21年度は、飯塚市からの交付税相当分の補助を含めても1億5千万円、1億7千万円の赤字です。そして、22年度と23年度は、繰入金を含め、黒字転換したものの1億3千万円、6千万円の黒字となっております。他方で、今回40億円の工事をして、ほかに6億5千万円の医療器械を買ったり、調達したりして、今後支払っていくことになる金額は、市の提出した資料においてさえ、毎年1億7千万円近くにのぼります。整理すると、平成22年、23年の黒字はそれぞれ1億3千万円、6千万円です。こ

れが、病院が新しくなるだけで、1億7千万円を超えるものになるのでしょうか。もし、赤字が出続けるとどうなるのでしょうか。毎年、多くの借金を出す施設を指定管理者の地域医療振興協会が、約束とはいえ運営を続けてくれるのでしょうか。運営を続けることができるのでしょうか。約束だから続けてくれるよと市は言いますが、果たしてそうでしょうか。この病院の赤字を補てんするために、他の病院の黒字からお金を回してくれるのでしょうか。他の病院はそんなに経営状態がよいのでしょうか。他の病院でも資金需要はあるのではないのでしょうか。地域医療振興協会の今年度の事業計画書によると、公立丹南病院、市立伊東病院、市立恵那病院、市立奈良病院、市立大村市民病院、上野原市立病院、上河津診療所以上の7つの病院、診療所で新病院建設に関する記載がございます。また、市が10月に厚生委員会へ提出した資料では、公益事業負担金を納付している団体、つまり黒字と思える団体は全施設51団体のうち25団体です。ただ、この黒字がある団体でさえ、今後の設備投資等々のための積み立てが必要であります。赤字の団体にはその赤字の補てんをしなくてはなりません。そして、地域医療振興協会が運営する施設は、直営が約10施設、経営委託が1施設、その他の40施設が指定管理者での受託であり、指定管理者制度による運営が多くを占めます。そのことを考えると、地方交付税の算定が変わることによって、病院の収益も大きく変わることが予想されるというリスクもございます。現に、平成20年度の普通交付税の算定基準は、ベッド1床あたり48万2千円だったのが、翌平成21年度には59万4千円、平成22年度には70万1千円と22万円近くも増額されています。この変更があって、平成22年度以降の飯塚市立病院の運営は黒字に転換しています。もし、この算定基準が、この逆になってしまったら、この地域医療振興協会の経営環境は一気に厳しくなってしまうことが十分予想されます。そうして経営が厳しくなったときに、医者や看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、事務職員など市立病院で働く多くのスタッフの給与の削減や、不採算部門の撤退などはあり得ないのでしょうか。また、振興協会がこの市立病院の運営そのものを、残念ながらこれ以上続けることができないと、運営から撤退することはないのでしょうか。やめたくなくてもやめざるを得ない事態が起きることはないのでしょうか。そんなことがないように地域医療振興協会から支払いについての確認書をとっていると市は言います。しかし、この確認書を税理士の方に見ていただき、ご意見をお聞きいたしました。その方の意見は、いくらその書類が正しいものであっても、ないものは取れないよということでございます。もし、書類を交わすのであれば、当然のことながら民間企業と同様に、保証人や担保をしっかりとることが必要と言われました。払おうにも払えないことさえあるのです。そのことは、民間会社の社長として経営に携わってきた経営のプロの市長が、一番ご存知のはずです。この保証人については、平成18年度の市議会の病院老人ホーム対策特別委員会でも話題となり、市側も検討することとしていたものでありますが、その保証人はいまだにつけられていません。もし、振興協会が経営難となり、市立病院から撤退とか給与削減などの事態になって困るのは、医師や看護師たちスタッフですし、入院や通院をしている地域の患者さんです。そのようなことのないように市や私たち議会は、この事業計画、資金計画について十分なチェックをすべきと考えていますが、いかがでしょうか。ほかに、なぜこの病院建て替えが起債を使うにしても病院事業債の100%使用でなく、合併特例債の25%使用ということになっているのでしょうか。また、設計の条件となっている整備計画では、外来患者数の設定が1日600人規模、最大750人対応となっているのに対し、市の示した資金計画では360人となっており、整備計画どおりの実施設計ならば、過剰な設備とも思われる、そういったことも含め、多くの疑問がわいてきます。この飯塚市立病院は、筑豊労災病院を廃止するという国の方針に対し、地域医療を守るために飯塚市が引き継いだものであり、昨年度の数字では、毎日186人ももの入院患者、367人ももの通院の患者をお迎えし、医療を提供しており、また300人以上もの医師、看護師をはじめとしたスタッフの方々が働く大切な地域医療の場であり、混乱は許されません。そんな大切な場であるからこそちゃんと考えるべきだと思っています。繰り返しになりますが、身の丈に合っていないような病院を建ててし

まって、後で支払いきれなくなり、患者さんや市立病院で働く方々が困ることのないように、事業計画、資金計画が本当に実行できるかをちゃんとチェックをするべきであると考えます。この建て替えの予算にOKを出せるのは、その事業計画、資金計画が提出され、ちゃんとしているかしっかりとチェックした後でございます。もし、この資金計画に無理があるのなら建て替えの計画を見直して、十分支払える規模の病院にすべきであります。簡単に言うと40億円の病院が支払いが難しいようなら、支払える範囲の病院、30億円が大丈夫な上限なら30億円の病院に計画を変更すべきではないでしょうか。私は、市立病院は建て替えすべきではないとか、市立病院が必要ではないとか、そのようなことは思っておりません。支払いできるサイズの建て替えをすべき、まずはその確認をしないとゴーサインは出せないと思っています。ただ、その十分なチェックをするにしても、私は病院経営のプロではありません。市が提出している資料が、十分控え目に考えられているものなのか、はたまた行政にありがちな背伸びをした資金計画になっていないのか。直感的に感じるところはありますが、正直わからないのが本当のところでございます。であるからこそ、その確認をするために、運営側の地域医療振興協会に議会に来ていただき、ご自分たちがこの飯塚市立病院をどのように運営していくのか、資金計画やその保証を含めて説明いただきたい。また他方で、自治体病院経営に関して十分な経験や知識を持つコンサルタントの方などに、地域医療振興協会の考えている事業計画を見ていただき、資金計画を含めて妥当かどうか、ご意見を聞かせていただき、そのうえで安心して判断したいのです。そうすべきだと考え、参考人招致を求めましたが、委員会では否決をされています。市長はじめ執行部の皆さまも、私たち議会も病院経営のプロではございません。であるならば、病院経営のプロにご意見をお聞きすべきです。医療でいうセカンドオピニオンが正しい判断をするためのものであるように、この病院建設においても、経営のプロに意見をお聞きすべきです。このようなプロセスを省いて、資金計画が大丈夫かどうか、ちゃんとチェックしないのでよいのでしょうか。40億円の病院を建てて、支払いができずに、患者さんや働く方々に迷惑をかけるようなことになったら、だれが責任をとるのでしょうか。市民からお預かりしている大切なお金を、このような基本的なことを確認せずに使ってよいのでしょうか。そのとき自分はいないからとか、

議長（兼本鉄夫）

討論者、手短に。

6番（江口 徹）

はい。そういったことは無責任であり、許されません。大切な地域医療を守る市立病院であるからこそ、2億数千万円の資金も市から繰り入れをしております。市長をはじめ行政の皆さまとともに、私たち議会はそのチェックを十分すぎるほどすべき立場にあります。再度指摘します。この病院建て替えは当初計画では30億円でしたが、今回の補正予算は40億6千万円です。地域医療振興協会側から事業計画は提出されていません。約束されていたはずの32人の常勤医師はそろっていません。支払い能力にあった建物が疑問です。病院事業債を利用すべきであり、特例債は利用すべきではありません。地域医療振興協会サイドの事業計画とこの病院に対する思いを聞いたうえで、経営のプロに計画の妥当性等の意見を聞くべきです。以上のことを考え合わせると、この病院事業会計の補正予算をこの状況のままOKすることはかえって市立病院のためにならない、通院、入院している患者さまをはじめとした市民、そして市立病院で働く皆さまのためにならないと私は考えます。必要な確認ができるまで、私はこの病院事業会計補正予算に賛成できません。以上をもって、私の討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

要約せな、要約を。他に討論はありませんか。19番 藤浦誠一議員。

19番（藤浦誠一）

「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の立場で討論をいたします。今、反対討論が縷々ございました。本当に飯塚市として、本事業に

対してのさまざまなシミュレーション、そんなにざっとしたものなのでしょうか。私はそのようには思っておりません。昔からのことわざで、「捨てる神あれば拾う神あり」ということわざがございます。平成20年、国は一方的に労災病院を廃しました。まさに捨てる神であります。そのときにですね、雇用の不安あるいは地域医療の崩壊は困ると、なんとかして残してほしいという切実な市民の声を受け、市は紆余曲折はあったものの、大変な努力をしつつ、公益社団法人地域医療振興協会との指定管理契約を締結したわけでありまして。公立病院の運営は大変に難しく、飯塚市が市立病院を自前で運営するというようなことは、全くそういった選択肢は考えることのできない状況の中での地域医療振興協会との指定管理契約の締結でありました。飯塚市にとってはまさしくこの地域医療振興協会こそが、後者の拾う神であると、私はそのように思うわけでありまして。ご承知のとおり、現在の市立病院の建物については、縷々説明も今あっておりましたが、昭和34年に建設されたもので築50年が経過をいたしております。比較的新しい病棟、東病棟でも26年が経過をし、老朽化がかなり進んだ施設であります。特に、現在の医療基準を満たしていない西病棟においては、入院患者や家族の方々には大変不便な思いをさせている。このことはですね、一度病院に足を運んで見ていただければ、一目瞭然、ご理解をいただけるというふうに思うわけでありまして。いま申しました、医療基準を満たしていない、これは指定管理者地域医療振興協会に対しても、飯塚市は大変な負い目を感じる部分ではなからうかというふうに思います。早急に改築、建て替え、そういったことで地域医療振興協会にきちんとした設備を引き渡しするということが、喫緊の課題ではないかというふうに思うわけでありまして。しかし、そういった設備でありながらも年間延べ約20万人もの市民の方が利用しておられるということでありまして。そういった実情から、いかにこの飯塚市立病院が多くの市民の健康と命を守り、安心なまちづくりに貢献をしているか。また、今日どれほど重要な施設としての役割を果たしているかといったようなことは、今さら申し上げるまでもないことであろうかというふうに思います。反対討論をお聞きしておりますと、私は逆に市民の方々にお聞きをしたい。飯塚市にとって、こういった施設は本当に必要ないのでしょうか。必要であるとか必要でないとかそういったことを言っているわけではないというふうなお話ではありますが、否決をするということはそういうことではないのでしょうか。また、私はこの地域医療振興協会との関係、本市との関係はお互いが信頼をしよう、お互いに手を携えて本市の発展のために協力をしていくべきだというふうに考えております。そのために市は協力できることは協力すべきである。経営の安定のために有利な合併特例債の活用もしており、財政負担が軽減され経営が安定すればさらなる医療設備が充実され、その恩恵はすべて市民に還元をされる。市民に還ってくるものであります。市民のために特例債を使う、これは違法性がなければ、当然のことです。さらに、飯塚市立病院は飯塚市の病院であり、振興協会の病院ではありません。30年後、仮に指定管理者がかわっても、病院は飯塚市の財産であります。その後も飯塚市民の健康と命を守り続ける病院であることは忘れることはできない。そのことを忘れてはならないというふうに思っております。私は、本議案で提案されている予算を1日も早く執行し、快適な医療環境を整備し、そして市民の健康と命を守る地域医療の充実が確立できることを願い、賛成討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第89号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第90号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第91号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、および「議案第94号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決

することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第102号 平成24年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第112号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」、および「議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」については、先ほど「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が原案可決されましたので、不採択とされたものとみなします。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第97号」、「議案第98号」、「議案第104号」、「議案第106号」から「議案第110号」までの5件、および「議案第117号」、以上9件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第97号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」、および「議案第98号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、これまで教育委員会が所管していたスポーツに関することを変更することで、子どもたちのスポーツ活動に支障が生じるようなことはないのかということについては、学校における体育やクラブ活動等については引き続き教育委員会が所管するため支障はないという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」、「議案第107号 飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例」、「議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、「議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」、および「議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」、以上6件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第97号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第98号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第104号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」、「議案第106号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」、「議案第107号 飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例」、「議案第108号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、「議案第110号 旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」、および「議案第117号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」以上9件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案9件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第93号」、「議案第95号」、「議案第96号」、「議案第99号」、「議案第100号」、「議案第101号」、「議案第118号」から「議案第127号」までの10件、および「議案第133号」、以上17件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案17件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第93号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、専用場外発売関係経費が減額されているが、オートレース川辺の売り上げが伸びていない理由をどのようにとらえているのか、また佐賀県小城市に設置予定の場外発売所は現在どのような状況なのかということについては、オートレース川辺の売り上げは目標額の10%程度にとどまっており、場外発売所の認知度が低いことによるものと見ていることから、グレードレース開催時におけるオートレース川辺への解説者の派遣や、設置者の企画による本場見学ツアーを開催したほか、本市主催のバスツアーも予定している。今後も様々な取り組みにより、認知不足の解消に努めていきたい。また、小城市の場外発売所については現在も設置予定者が地権者と交渉を続けている状況であるため、随時、設置者と連絡を取り報告を受けながら、開設に向けて進めていきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」、「議案第100号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第101号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案3件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、入場料無料化による収入の減をどのように見込んでいるのかということについては、本年度の入場料収入を1700万円から1800万円と見込んでおり、来年度からの無料化に伴いその分の収入は入らないことになるが、無料化に伴う入場者数の増加、さらに売り上げ額の増加につながるものと期待しているという答弁であります。

この答弁を受けて、今後、入場料の無料化が売り上げの増につながらなかった場合でも無料化は継続するつもりなのか、検証をおこなってから無料化するほうが望ましいのではないかということについては、今回の無料化については払戻率の変更に伴うファンサービスの一環として6場全体で取り組むものであり、伊勢崎オートが既に無料化を実施している。残りの5場についても平成25年4月1日から統一して取り組もうとするものであることから、無料化は継続していくつもりであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例案で規定されている整備基準に適合している公園は市内にどのくらいあるのかということについては、現時点で全ての公園についての把握はできていないが、今後、新設、改築する際にこの基準に基づき整備するものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、この基準に適合しているかどうかについての実態をつかんだ上で、今後、改築するかどうかの検討を進めてもらいたいという意見が出されました。



また、審査の過程において委員の中から、公園によっては照明のついていないトイレがあるが、行事で夜間まで利用することも考えられ、本案にはそういった配慮に欠けている面も見受けられるので、利用者のニーズを把握し方針を十分に検討した上で整備を進めるべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例」、「議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例」、「議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」、「議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」、「議案第125号 飯塚市市営住宅等整備基準条例」及び「議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上7件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案7件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第133号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第93号 平成24年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第95号 平成24年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第96号 平成24年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第99号 平成24年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）」、「議案第100号 平成24年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）」、および「議案第101号 平成24年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第118号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第119号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」、「議案第120号 飯塚市道路構造の基準に関する条例」、「議案第121号 飯塚市道路標識の寸法に関する条例」、「議案第122号 飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「議案第123号 飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」、「議案第124号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」、「議案第125号 飯塚市市営住宅等

整備基準条例」、「議案第126号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第127号 飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」、および「議案第133号 市道路線の認定」、以上10件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案10件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

議会運営委員会に付託していましたが「請願第10号」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

議会運営委員会に付託を受けていました「請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員の補足説明並びに委員会が要求した「県内他市の議会中継の実施状況等についての資料」、「県内他市における自治基本条例、議会基本条例の施行状況と議会中継の導入状況等についての資料」及び「ユーチューブ、ユーストリームの概要等についての資料」の提出並びに補足説明を受け、種々審査したのち、委員の中から、開かれた議会にするためにも、市民の皆さんに市政に関心を持ってもらうためにもインターネット中継に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については採択すべきものと決定いたしました。

以上を持ちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 永末雄大議員。

7番(永末雄大)

「請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」について、賛成の立場から討論をさせていただきます。この請願の要旨は、本会議、委員会のインターネット中継の開始を要望するというものでございます。請願理由として、毎日、仕事や家事で忙しく、直接の議会傍聴は難しいけれども、飯塚市が今後どうなっていくのか。また、それぞれの案件に対して、市民の代表である市議会議員がどのような判断をしているのかが知りたいというふうに記されています。このような点を踏まえて、私が今回の請願に賛成する理由として以下の3点を述べたいと思います。

まず1点目として、私たちは住民の代表として、その信託を受けてこの議会で仕事をさせてもらっています。それは常に住民にとって最良の選択は何かを考える立場であると思います。私たちはそれぞれの案件に対し、どのような理由でどのような選択をしたのかを明確に住民に示す責務があると考えます。確かに現時点においても、直接議会に来て傍聴できる環境にございますけれども、実際はどうでしょうか。仕事が忙しい、家事が忙しい、職業によっては昼と夜が逆転しているなどの時間的な制約などで、実際には直接来庁して傍聴ができる方というのは限られています。また、単に時間的なものではなく、身体上の障がいなどにより、来たくても来られない方というのもしらっしゃいます。このインターネットによる中継が実現することで、より多くの住民により広くその責務を果たすことができると考えます。

次に2点目として、周辺自治体のインターネット中継の実施状況をあげさせていただきます。県内の28市中、16市では既にインターネット中継を実施しております。割合にすると6割弱の自治体が既に実施しているということになります。これは福岡県だけではなく、全国的な流れでもあります。つまり、インターネットによる議会中継は、決して一時的、局地的な流行ではな

く、これからの自治体には当然に備えられるべきインフラでございます。大多数の自治体の市民は、既にインターネット上で市政をチェックするという恩恵を手に行っている一方で、本市を含むそうではない自治体の市民というのはその権利すら手にしていません。これは同じ福岡県民でありながら、かなりの不平等感、不公平感を感じさせていると思います。このようなことから、本市でも少しでも早くインターネット中継を導入し、この不平等、不公平な状況を少しでも早く打開し、周辺と同等の状況を整備すべきだと考えます。

最後に3点目として、今回の請願は、1千人を超える非常に多くの住民の方々の署名に基づいた請願でございます。加えて先日、自治会連合会からも早期実現を望むとの要望が提出されております。このようなことから明らかなように、実際に若い方からご年配の方までさまざまな年代の方が、インターネットによる議会中継の実現を望んでいます。そこで行われている審議の内容や意思形成過程を知ることが望んでいます。インターネットというと、若い世代というイメージが先行しがちですが、実情はそうではありません。ぜひ、そのような多くの世代の住民の要望を酌み取っていただき、この請願を審議していただきたいと考えます。以上3つの理由から、インターネットによる議会中継の早期実現を望むものであります。

以上で、私のこの請願に対する賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

26番（瀬戸 元）

本請願に対し賛成討論をいたします。平成24年度上期の総務省情報通信統計によれば、福岡県のFTTH、光回線、DSL契約数は約111万弱の契約となっております。この数字には事業者、商業者や研究機関、教育機関などの多くの契約が含まれますので、一般世帯における契約数ではありませんが、現在、福岡県215万強の世帯数のおおよそ4割程度の家庭にインターネット環境があると言われております。また、これは福岡市、北九州市の都市部を含んだ数ですので、本市に直接該当するものではないとも考えますが、少なくとも、一昔前と比べ、市民が情報収集に際してインターネットを利用する環境ができていると考えても良い数字であります。このようなことから、議会の情報発信についても新しい方法、つまりインターネットによる議会中継等を早急に検討する必要があると考えます。よって、飯塚市議会の今後の情報発信の方向性を示す本請願の主旨に賛成するものであります。

ただし、インターネット中継の導入にあたっては、費用対効果をしっかりと精査し、また新庁舎の建設についても考慮した中で、どのように整備を行っていくのかを検討しなければなりません。費用が最小限で開始する方法があれば、すぐにでも開始すべきだと考えます。

最後に、他市での事例も数多くあるように導入しても利用が極端に少ないことはネット中継というハードの問題でなく、我々議会議員の活動、つまりソフトの問題であることも自問し、私の賛成討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本件は、委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

議長（兼本鉄夫）

本会議を再開いたします。

「議案第 135 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第 135 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。議案第 135 号につきましては、平成 25 年 3 月 31 日付けをもって任期満了となります人権擁護委員として、飯塚市阿恵 364 番地 1 柴田和美氏を、引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 135 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第 20 号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。20 番 明石哲也議員。

20 番（明石哲也）

議員提出議案第 20 号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「拉致問題の早期解決を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

「議員提出議案第20号 拉致問題の早期解決を求める意見書」について、反対の立場から討論を行います。今でこそ拉致問題は日本中だれでも知っていますが、1980年代に日本共産党が国会でこの問題を取り上げたときは、拉致問題を問題にする政党は一つもありませんでした。そういう中で、全国の行方不明者の問題を調べ上げ、1988年参議院で徹底的に政府を追求しました。国家公安委員長が、北朝鮮による拉致の疑いがあると答弁し、問題の性格が明らかになったのです。北東アジアは、日本の最も身近な国際環境であり、ここに安定した平和の国際関係を築くことは、21世紀の日本の平和的な発展にとっても最も切実な問題です。日朝双方が拉致問題の解決のもとに、朝鮮半島の平和の問題に必要な努力を尽くし、国交正常化への道筋を開かなければなりません。しかし、ミサイルの発射や核問題など日本と北朝鮮の間に交渉ルートが存在しないまま、軍事的対応の悪循環が進んでいることは大きな問題です。6カ国協議に参加する他のすべての国が、北朝鮮との外交交渉のルートを持ち、それぞれの独自の外交戦略を持って臨んでいるのに対し、日本だけは外交ルートも戦略もありません。平和的な外交を早急につくりあげることが求められています。拉致問題は、2002年の日朝平壤宣言、2005年の6カ国協議の共同声明に立ち返り、早急に解決を図るべきです。ところが、本意見書には一方で、混乱事態が発生し、被害者の安全が侵される危険も出てきております。混乱事態に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければなりませんと述べられています。これでは過激な状況を生み出すおそれがあり、日本と北朝鮮との関係だけでなく、朝鮮半島の平和と安定とは、かけ離れた事態を奨励するものになりかねません。また、実質的交渉に引き出さねばなりません。ことしを勝負の年として全精力を傾けてなど、不穏当な言葉も使われています。平和的な外交を通じなければ、拉致問題の解決、拉致被害者の救出はさらに遠ざかるのではないのでしょうか。拉致問題の早急な解決を求める立場から、本意見書案には反対するものです。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第20号 拉致問題の早期解決を求める意見書の提出」、について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第21号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番 八児雄二議員。

3番(八児雄二)

議員提出議案第21号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第21号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

「報告第32号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。環境施設課長。

環境施設課長(今中敏晴)

報告第32号について報告いたします。

議案書の159ページをお願いします。この度、環境施設課職員が起こしました事故において、市に損害を与えましたことにつきまして、深くお詫びいたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定より報告を行うものです。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は去る9月17日、月曜日、午前9時35分ごろ、環境施設課クリーンセンター職員が、飯塚市川島地内、市道川島・立岩線におきまして、ごみの収集業務中、車両左後方に収集忘れのごみに気づいたため、車両を一旦停車しバックさせたところ、後続の相手方車両に気づかず接触し、損傷させたものであります。損害状況は、公用車への車両損傷はありませんが、相手方車両のフロントフードパネル等を損傷し、人身傷害は市及び相手方ともありません。

この事故の発生は、職員が車両をバックさせる際、後方の安全確認を十分に行わなかったことが原因であります。事故によります過失割合は市が100%で成立・解決をし、損害賠償の額は18万8345円であります。職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転に務めるよう指導しておりますが、今後とも引き続き当該職員はもとより、他の職員にも機会あるごとに交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。また、更に外部講師等を招いた安全運転講習会やOJTを開催し、交通事故防止強化の徹底に取り組んでまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第33号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。教育総務課長。

教育総務課長(久保山博文)

報告第33号についてご報告いたします。

議案書の161ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

本件事故は、平成24年9月24日の月曜日、午後3時ごろ、片島小学校の校庭内において、当校用務員が刈払機を使用して草刈作業中、刈払機で小石を跳ね上げ、駐車中の車両、運転席側

のドア・ガラス及びドア内・外部を損傷させたものであります。

事故の原因は、草刈り作業中、作業現場周辺に対する配慮が十分でなかったことが原因であります。事故によります市の過失割合は100%で、相手方に損害賠償金12万8460円を支払うことで示談が成立しております。

今後、このような事故を起こさないよう、当該用務員に対し、草刈作業中における周囲への注意喚起を怠らないように強く指導しております。また、全学校の用務員に対しましても、学校施設で作業を行う際の安全確保について改めて指導を行うとともに、さらに安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第34号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

穂波支所経済建設課長（田中重信）

報告第34号 専決処分の報告をさせていただきます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の163ページをお願いいたします。本件事故は、平成24年7月15日、日曜日、午後10時30分ごろ、相手方車両が市道弁分・労災病院線を飯塚市立病院から弁分一区方面へ走行中、弁分一区バス停前100メートル付近で市道に生じた穴により、右前輪タイヤを損傷させたものであります。この事故によります市の過失は70%で示談が成立しており、相手方車両の損害額は修理費用15,190円のうち10,633円となっております。道路の点検・補修につきましては、市報による情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した場合には迅速に対応してまいっておりますが、さらに気をつけてまいります。

以上で、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第35号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。事業管理課長。

事業管理課長（山本康平）

報告第35号 専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の165ページをお願いします。本件事故は、平成24年10月12日、金曜日、午後4時ごろ、従事員が飯塚オートレース場第2駐車場の道路側を刈払機で除草作業をしていたところ、市道柏の森・鯉田線を飯塚警察署方面から鯉田栗尾方面へ向かう相手方軽自動車に、刈払機による飛び石が当たり、軽自動車の右側後部座席のガラスを損傷させたものでございます。事故によります市側の過失は100%で示談が成立しており、車両の損害賠償額は修理費用額27,111円となっております。

事故後の刈払機によります道路面での作業につきましては、安全確認者を立てて作業するよう重ねて指導いたしております。

以上簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第36号 専決処分の報告（一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。中央公民館長。

中央公民館長（坂本哲治）

報告第36号 専決処分の報告についてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものです。

議案書の167ページをお願いします。本件事故は、平成23年3月28日、午後4時ごろに、飯塚市立岩公民館地下1階に設置している空調機設備において、燃料の不完全燃焼による一酸化炭素の発生により、同階の清掃員休憩室で休憩中の相手方に、体調異変を起こさせ、5日間の入院治療と1年間の経過観察を要する被害を与えたもので、空調機の燃焼不具合と室外に排気するための煙導からの排気漏れが原因であります。

示談の内容は、過失割合を市100%として、相手方に対して損害賠償金12万3550円を支払うものでございます。また、労災保険給付の適用がされていることから、今後、相手方の治療費及び休業補償を労働者災害補償保険法第12条の4に定める政府から求償があった場合には、その求償に応じていくこととしております。今回の損害賠償金の内訳は、議案書の168ページの損害額及び賠償負担額でお示ししております表記載のとおりでございます。

今回の事故を踏まえまして、今後、一層、施設の管理に万全を期して、適切な運営を図ってまいります。

以上で、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第37号」、「報告第39号」、および「報告第40号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」、以上3件の報告を求めます。学校給食課長。

学校給食課長（新ヶ江一之）

報告第37号、第39号及び第40号について地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

報告第37号は議案書の169ページ、報告第39号は追加議案書の4ページ、報告第40号は追加議案書の5ページでございます。事件の概要の8件、11名につきましては学校給食費を滞納し、再三の催告にも関わらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所等に支払い督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が分割納入を求める督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟手続きに移行したものでございます。

今後も引き続き支払いに対し誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第38号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更」の報告を求めます。国県道対策室主幹。

国県道対策室主幹(矢野周二)

議案書の170ページをお願いします、「報告第38号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更」について報告をするものでございます。

議案書の171ページをお願いします。平成24年度飯塚市土地開発公社変更事業計画についてご説明いたします。表の下段部分に、あっせん分として新規に記載しております、楽市・平恒・穂波東小中学校の統合事業に伴う用地買収でございまして、計画面積9,973平方メートル、土地購入費は1億4062万円を変更計画いたしております。

これは飯塚市とのあっせん委託契約により実施するものでございまして、この用地買収に係る予算は、平成24年9月補正予算において市の一般会計に計上されております。

以上、簡単ではございますが、「報告第38号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更」についての説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第41号 専決処分の報告(市道上の人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

土木管理課長(安藤資延)

報告第41号 専決処分の報告についてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

追加議案書の6ページをお願いします。本件事故は、平成24年7月29日、日曜日、午後6時ごろ、吉原町地内の市道水袋・室瀬町線のタイムズ飯塚駐車場付近において、相手方が自動販売機で飲み物を購入するためにグレーチング蓋の上に乗ったところ、側溝とグレーチング蓋の間にずれが生じていたため側溝に落ち、両足の打撲及びすり傷、腰の打撲等の負傷をしたものです。

この事故によります市の過失割合は60%で示談が成立しており、相手方の人身傷害に係る損害賠償額は45万2587円のうち、市の過失60%である27万1552円を支払うものです。

道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

基本的には所管の中の報告事項で了承をしておりますので、ただ事件が起きて、私ども先に了承というか、報告を受けるわけですね。現場に行って、それを見て結果を出すわけではないものですから、出されたときにいかがですかと言った時に、たいして問題がないとやったら、よございませうという形の中で了承をする。ただその後、たまたまこの現場はうちの近くですからね、行ってみたんですよ。それで、被害者が両足をすりむいて腰を打って、60数万のお金がかかったというようなそんなものがこの近くにあったかなというふうな形でね、それでちょっとお尋ね

したいのは、溝に落ちたというけれど、その溝の深さと、それから側溝がずれていたと言うけれど、どういう構造のグレーチングになっていたのか、教えていただけますか。

議長（兼本鉄夫）

土木管理課長。

土木管理課長（安藤資延）

事故の報告によりますと、自動販売機の前にあります道路側溝で、幅は30センチほどの、人が乗ってもつようなグレーチングの蓋でございます。深さは確か50センチぐらいの深さだと思います。深さは深いものだったと思います。そこにお歳をめされた方が、たまたま自動販売機で飲み物を購入される際に、結果的にはそのグレーチングの蓋がずれておまして、そこに足を乗せたときにそのまま足が中に入り込んでしまったということで、膝、腰のすり傷ということで、お歳をめされておりましたので、治療に少し時間がかかったような状況であります。

議長（兼本鉄夫）

24番 岡部 透議員。

24番（岡部 透）

もうひとつ、あの近くというのは、いま言うグレーチングをかませてあるように、整備が進んでいるわけですね。昔のやつだったら分からないこともないんですけど、今のグレーチングの開閉構造というのは、ずれるとかいう形にはならないんですよ。こういうふうに開けるか閉めるかで、これが完全に開きっぱなしであるということで、それに気が付かないで落ちたというなら落ちたということが分かるんだけど、これが斜めにいくとかいう構造には私もちょっと見てみたけれど、ならない。それで、この問題を私は深く聞こうとは思わないんですけど、あなた方は、これは民民だったら問題にならんような問題でもね、官民になると必ず官が悪いという形の中、その前の報告事項でもそうだけれど、100対0とか何とかっていう話をすぐ出してくるんだけど、もう少しね、保険で対応するから問題ないじゃないかということじゃなくて、具体的にきちっとひとつずつ検証をしてやっていかんと、これ1年経ったら相当な金額になるわけですよ。いつも報告事項で上がってくるときは大体100対0、そういうふうな状況になっている。だからやっぱり、今の構造にしたって、たまたま近くだったから私は見に行ったけれど、ずれるという構造にはなってない。深さも大して、その60万円の人身事故が起きるといふようなことはない。恐らく酔っ払いの年寄りがすりむいたついでに腰を打ったから言っておこうかと。だからもう少しね、責任持って調査をやってもらえたら、今後のことにも関わってくると思いますので、これはもうお願いしておきます。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第42号 専決処分の報告（水路転落事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。農業土木課長。

農業土木課長（芳野 潔）

「報告第42号 専決処分の報告（水路転落事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」につきましてご報告申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものです。

追加議案書の8ページをお願いします。本件事故は、平成24年6月12日、火曜日、午後9時40分ごろ、相手方が飲酒後の帰宅途中、鯉田地内の市道新飯塚・鯉田線を横断しようとしたところ、右方向から走行してきた車のハイビームが眩しく、目をそらした際に足元がふらつき、水路に転落し、右足かかと骨折の人身傷害をおったものでございます。

事故によります損害賠償の内訳は、人身傷害賠償額 7 3 万 3 7 7 6 円のうち、市の過失割合 2 0 % の 1 4 万 6 7 5 5 円で示談が成立しております。

今後はこのような事故がないよう、施設の点検につきましては、さらに気をつけてまいります。以上簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。10番 道祖 満議員。21番 田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成 2 4 年第 4 回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 0 時 1 3 分 閉会

出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	兼本鉄夫	15番	石川正秀
2番	藤本孝一	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

都市建設部次長 才田 憲 司

副 市 長 田中 秀 哲

会計管理者 遠藤 幸 人

教 育 長 片峯 誠

環境施設課長 今中 敏 晴

上下水道事業管理者 梶原 善 充

土木管理課長 安藤 資 延

企画調整部長 小鶴 康 博

国道対策室主幹 矢野 周 二

総 務 部 長 野見山 智 彦

農業土木課長 芳野 潔

財 務 部 長 実藤 徳 雄

穂波支所経済建設課長 田中 重 信

経 済 部 長 橋本 周

教育総務課長 久保山 博 文

市民環境部長 白水 卓 二

学校給食課長 新ヶ江 一 之

児童社会福祉部長 高倉 孝

中央公民館長 坂本 哲 治

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 中園 俊 彦

上下水道部次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番